

令和4年度 保育所整備事業について

本市では、老朽化した保育園の建替え・統合を進めるとともに、増加する3歳未満児の保育需要に応えるため、「第2期保育所整備計画」に沿って保育所の新設、建替えなどの施設整備を実施しています。

1 豊川北部保育園【建替え】

(1) 設置主体

社会福祉法人 豊川市保育協会

(2) 設置場所

豊川市大堀町300番地（東部地区 豊小学校区）

(3) 利用定員（予定）

【現行】150人（2号認定 120人、3号認定 30人）

【変更後】160人（2号認定 110人、3号認定 50人）

(4) 供用開始年月日

令和5年4月1日

(5) 位置図



2 三蔵子保育園【建替え】

(1) 設置主体

社会福祉法人 豊川市保育協会

(2) 設置場所

【現 行】豊川市三蔵子町西浦76番地

【変更後】豊川市三蔵子町西浦地内（北部地区 三蔵子小学校区）

(3) 利用定員（予定）

【現 行】120人（2号認定 89人、3号認定 31人）

【変更後】130人（2号認定 91人、3号認定 39人）

(4) 供用開始年月日

令和5年度途中

(5) 位置図



3 小坂井東保育園【建替え】

(1) 設置主体

豊川市

(2) 設置場所

豊川市宿町光道寺41番地（南部地区 小坂井東小学校区）

(3) 利用定員（予定）

【現 行】100人（2号認定 73人、3号認定 27人）

【変更後】140人（2号認定 90人、3号認定 50人）

(4) 供用開始年月日

令和5年度途中

(5) 位置図



4 小坂井北保育園【建替え】

※ 民設民営化による建替え

(1) 設置主体

社会福祉法人 清源会

(2) 設置場所

豊川市伊奈町南山新田144番地1（南部地区 小坂井東小学校区）

(3) 利用定員（予定）

【現 行】120人（2号認定 78人、3号認定 42人）

【変更後】114人（1号認定及び2号認定 72人、3号認定 42人）

※ 変更後の利用定員は、近年の園の利用者数が利用定員を大きく下回る状況であることを鑑み、現状の園の利用者数を超える設定とし、3歳未満児の保育需要に対応する。

利用者数 令和2年度 98人（2号認定58人、3号認定40人）

令和3年度 95人（2号認定59人、3号認定36人）

令和4年度 99人（2号認定63人、3号認定36人）

また、変更後の利用定員は、運営法人が園を認定こども園として運営する場合を考慮に入れたものである。

(4) 供用開始年月日

令和7年4月1日

(5) 位置図

